

規範項目 6

必須・重要・推奨

労

保険への加入・免許の取得

労災保険は、万が一の際に経営を維持し、家族の生活を守るため重要です。また、使用する農業機械の種類に応じた、運転免許等の取得が必要です。

取組事項

- ・ 死亡やけがに備えて、労災保険(労働者災害補償保険)等へ加入する。
- ・ 道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険へ加入する。
- ・ 事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険へ加入する。
- ・ 機種に応じた運転免許を取得し、さらに機種によっては講習等を受講する。
- ・ 機種に応じたナンバープレートを取得する。

労災保険は、雇用労働者の業務災害時の補償を目的とする公的保険です。農業者も一定の要件を満たしていれば、特別加入制度で加入できます。経営を維持し、家族の生活を守るため、万が一に備え、労災保険に加入しましょう。

また、使用する農業機械の種類によっては公道を走行するために、大型特殊免許等の取得が必要です。

【労災保険】

労災保険は、労働者の業務上や通勤途上の災害によるけがや病気を対象とする制度です。

農業の場合、常時5人以上雇っている個人経営または法人は必ず加入しなければなりません。

また、常時5人未満の個人経営は任意加入ですが、農業者本人が特別加入している場合やアルバイトやパート等の方の過半数が希望する場合も必ず加入しなければなりません。

なお、事業者本人であっても、以下のいずれかの場合は労災保険に特別加入できます。

A 特定農作業従事者 : 年間の農業生産物総販売額が300万円以上又は、経営耕地面積2ha以上の規模で、特定の農作業に従事する方。

B 指定農業機械作業従事者 : 自営農業者(兼業農家を含む)の方で、トラクターや動力草刈機等、特定の機械を使用し農作業を行う方。

C 中小事業主等 : 常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者(法人の場合は代表者以外の役員)等。

詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html>

【外国人技能実習生】

監理団体又は実習実施機関は、実習生が技能等の修得活動を開始する前に、労働者災害補償保険法による労働者災害保険に係る保険関係の成立の届出、その他これに類する措置を講じていることが義務付けられています。

【農業機械の保険】

農耕作業用小型特殊自動車（いわゆる乗用トラクター、コンバイン、スピードスプレー等
の農耕作業用自動車で最高速度が35km/h未満のもの）は、自賠責保険への加入義務はありま
せんが、公道等での万一の事故に備え、極力、任意保険に加入しましょう。

ホイローダー、フォークリフト等の小型特殊自動車（農耕作業用以外の特殊自動車で全長
4.7m、全幅1.7m、全高2.8m、最高速度15km/h以下のもの）は、公道以外の場所に限り
て使用する場合は自賠責保険への加入義務はありませんが、公道を一度でも走行する場合は必ず
加入しなければなりません。

【農業機械の運転免許等】

小型特殊自動車であっても、全長4.7m、全幅1.7m、全高2m、最高速度15km/hのいず
れかの条件を超えるもの（たとえば車幅1.7mを超えるコンバインや最高速度15km/hを超
えるトラクター等）を公道で運転するには、大型特殊免許が必要です。

ただし、スピードスプレー等農業用薬剤散布車は普通免許で運転可能です。

また、トラクターにけん引車両を装着し、作業機械等を運搬する場合は、けん引免許も必
要です。

さらに、玉掛けやクレーン運転、フォークリフト運転等には、免許に加え、労働安全衛生法
等の関係法令に沿った、技能講習・特別教育等の受講が必要です。具体的な技能講習・特別
教育等の実施機関については富山労働局HPを参考に、実施機関に直接、受講申込方法や実施日、
実施場所等ご確認ください。

詳しくは富山労働局HPをご覧ください。

http://toyama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/menkyo_ginou.html

【農業機械のナンバープレート】

小型特殊自動車は市町村から交付されたナンバープレートを車体に標示しなければなり
ません（車検は必要なし。点検整備は使用者の責任で行う）。

大型特殊自動車は運輸支局等から交付されたナンバープレートを車体に標示しなければ
なりません（車検も必須）。

免許の有無等により保険に加入できない場合もありますので、機械購入時にはきちんと説明
を受け、適切な対応をしましょう。

表1 農業機械研修センターにおける研修の種類および内容の一部(H29)

区分	研修の種類及び内容	対象者	研修日数	募集人数	回数
農業 養成 機械 士 研修	前期過程 農耕用大型特殊自動車免許 及び 農耕用けん引自動車免許 を取得するための研修	18歳以上の農業者等	5日	各回 18名 程度	年7回 程度
	後期課程 農業機械の構造・機能 及び利用方法について 知識・技能の習得	前期課程修了者 または同程度の知識・技 能を有する免許所有者	3日	25名 程度	年1回 程度

詳しくは富山県農林水産公社HPをご覧ください。

<http://www.taff.or.jp/nou/yousei/index.html>

【根拠法令等】

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
- 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律57号）
- 地方税法（昭和25年法律第265号）